# 社会的養護施策の推進における家庭養護観の検討

### ――家族社会学研究からの批判を踏まえ ――

# 武石 卓也・山縣 文治

#### 抄録

本研究の主たる目的は特に、社会的養護のあり方をめぐって対立的な様相を呈している家庭福祉領域と家族社会学領域における主張の相違点を整理したうえで、家庭養護の拡充にむけた論点を提示することにある。

近年、日本における社会的養護は、国際動向の影響などにより、子どもの権利条約の理念に基づく社会的養護の整備に向けて抜本的な改革が図られることになった。家庭養護の拡充が国の方針として打ち出され、里親等への委託の推進や施設の小規模化といった家庭養護の拡充が着実に進展している。

こうした動向のなかで、家族社会学研究者の一部から、家庭養護志向に内在する構造的視点や規範的 視点などから、批判的な見解が寄せられている。その主たる論点は、1980年代以降の家族社会学における主要なパラダイムとして定着した近代家族論および子育ての社会化論における知見に基づくもので、 「家族主義」「実子主義」といった近代家族規範をキー概念として、家庭養護を拡充するにあたっての懸 念事項が提示されている。

子どもの権利条約に基づく家庭養育の重要性に主眼を置く子ども家庭福祉領域と、家庭での子育てが 抱える課題に主眼を置く家族社会学領域の議論は、対立的な側面を有している。

家庭養護の拡充にむけては、「家庭養護対施設養護」といった対立的な議論に終止符を打ち、双方の領域が批判的な主張を超えた建設的な議論を展開していく必要がある。

家庭養護を子どもの最善の利益を保障するためのシステムとしてだけではなく、社会的養護の核に据えるためには、家族社会学が懸念を示す家庭養護が内包する構造的課題、規範的課題に配慮しつつ、子どもの安定した生活環境やパーマネンシー保障の実現にむけた社会的養護のしくみを構築していくことが期待される。

キーワード: 家庭養護 近代家族 特定の大人との愛着関係 パーマネンシー保障

#### はじめに

2000年代以降、児童虐待の防止等に関する法律 (2000) や子どもの貧困対策の推進に関する法律 (2013) などが制定され、日本においても、子どもの 権利保障への関心が政策レベルで高まっている。

社会的養護をめぐっては、子ども虐待の社会問題化と同時に、漸減傾向にあった要保護児童の数が再び増加傾向に転じたこと(山縣 2016:143)や、その対象となる子どもが、戦後当初の「親がいない子ども」から「親はいるが何らかの理由でそのケアを受けられない子ども」へと変化していること(藤間2017b:39-40)などが指摘されている。

近年、施設養護を主流としてきた日本の社会的養

護も、子どもの権利擁護という視点から、国際動向 に同調することで、家庭養護を主体とする社会的養 護への変革を国の方針として明確化し、里親等への 委託や施設の小規模化が着実に進展している。

こうした動向の一方で、家族社会学を主とする複数の研究者からは、近代家族論における知見等を踏まえながら、家庭養護志向への懸念が提示されている。

これまでの社会的養護研究のイニシアティブは子 ども家庭福祉領域にあり、そこでの研究蓄積が膨大 な一方で、他の領域における社会的養護研究蓄積は 少なく、複数の領域におよぶ横断的な社会的養護研 究となればさらに少なくなる。 本稿では、家庭養護拡充にむけた社会的養護のあり方をめぐる子ども家庭福祉領域と家族社会学領域の議論を精査したうえで、今後の社会的養護における家庭養護志向のあり方を一考する。具体的には、双方の立場における社会的養護論・社会的養護観を整理し、双方の議論の連続性を図る。これを通じて、家族社会学の議論を止揚した家庭養護拡充にむけての課題を明確化する。

#### 1. 子ども家庭福祉における家庭養護観

#### 1) 家庭養護拡充の歴史的背景

日本における社会的養護を施設養護から家庭養護へと転換していく契機としては、国際動向の影響が大きい。具体的には、「児童の権利に関する条約(1989:Convention on the Rights of the Child)」(以下、子どもの権利条約)と、それに基づく子どもの権利委員会からの指摘、さらには代替的養育に関する「国連子どもの代替的養育に関するガイドライン(2009 年採択:UN guidelines for the alternative care of children)」の中で、代替養育の形態としては、施設養護の将来的な廃止を念頭に置いた家庭養護拡充へとシフトしていく方向性が示されたことである(山縣 2013:57-61)。また、翌年には、子どもの権利委員会から日本への3回目の勧告がなされ、家庭養護へとシフトしていく方向性に拍車をかけることになった(山縣 2016:147)。

子どもの権利条約においては、代替的養護における家庭的な環境での養護を施設養護より優先する理念が謳われ<sup>注1</sup>、「国連子どもの代替的養育に関するガイドライン」においても同様に、家庭的な環境での子どもの養育を最優先し、施設よりも家庭での養護を目指していく方向性が示されている。加えて、将来的な施設の廃止や3歳未満の児童の家庭での養育の必要性が謳われ、施設養護と家庭養護を序列化する詳細な指示が、子どもの権利条約からより強化されている<sup>注2</sup>。さらに、子どもの権利委員会勧告からの指摘においては、これらの方向性に加えて、日本における社会的養護が依然として施設養護主体の状況を克服できていないことが厳しく指摘され、家庭養護へのシフトおよび、そのための環境づくりの必要性が指摘されている<sup>注3</sup>。

#### 2) 国内動向

こうした国際動向を踏まえ、日本でも社会的養護 の理念を実現するために、施設養護主体から家庭養 護主体の社会的養護へと転換を図るための抜本的な 社会的養護改革に着手した。

近年の重要な動向としては、国際動向を強く意識した①「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書(2016年3月)の発表、②それに基づく児童福祉法の抜本的な改正、③改正法が適切に実装されるための新しい社会的養育ビジョン(2017年)という一連の改革が挙げられる。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(2016:23)は、「9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築」のなかで、「児童養護施設等に措置された子ども」に対して「永続的な家庭の保障」を「優先すべきこと」として、児童相談所に対して、家庭復帰支援、家庭復帰が困難な場合には、「子どもに永続的な家庭(養親家庭)を保障」するための最大限の努力を求めている。また、「代替養育は、家庭環境(家庭養育)で行われるべきである」ことや、治療的ケアが必要な子どもには、「問題の改善を図るための体制が整った小規模な施設」でのケアが求められている。

2016年の児童福祉法改正では、子どもの権利条約の精神にのっとることが明確化された(望月2017:1)。子どもの権利条約が認める子どもの固有の権利のなかには、「親に養育される権利」が存在している(望月2017:10-11)。改正児童福祉法では、家庭養護を、家庭での子育てが「困難であり又は適当でない場合」に提供されるものとする一方で、施設養護の利用については、家庭養護が困難な場合は含まず、「適当でない」場合に限定している。ここでも、家庭での子育てを施設より優位に位置づけ、家庭での子育てを優先する志向性を確認できる。

新しい社会的養育ビジョンでは、「永続的解決(パーマネンシー保障)」という視点から、特別養子縁組を「子どもの福祉における重要な選択肢」として推進し、養子縁組に移行するプロセスを社会的養護に含む必要性が主張されている(新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017:3、8)。

#### 3)子ども家庭福祉における家庭養護観

『里親及びファミリーホーム養育指針』(厚生労働省2012。以下、養育指針)の内、「3.里親・ファミリーホームの役割と理念(2)里親・ファミリーホームの理念」によると、里親家庭および・ファミリーホーム(以下、里親等家庭)は、家庭という私的な場に、保護を必要とする子どもを迎え入れて行う社会的養護としての「家庭養護」という位置づけにある。

里親等家庭における家庭は、開放的で社会的なつながりを持つ必要性や「家庭の弱さと強さを自覚し、安心感・安全感のある家庭で子どもの自尊心を育み、子ども達の帰ることのできる家であることが求められている」(厚生労働省 2012:5)。また、「5. 家庭養護のあり方の基本(3)地域のつながりと連携」では、社会的養護としての里親等家庭という位置づけが再確認され、「地域や社会に対してクローズなものになってはならない」(厚生労働省 2012:7)ために、「地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係」(伊藤 2015:53)が要求されている。

子ども虐待が措置要因の半数以上を占める今日の 社会的養護においては、虐待等からの保護と回復も 重要な役割となっている(中村 2014:75)。こうし た点を踏まえ、被虐待経験による心的外傷からの回 復と自尊感情の涵養および、要保護児童のパーマネ ンシー保障の2点を主要な論拠として、家庭的な環 境での子育ての重要性が主張されてきた。

藤林は、家庭での子育てを保障する重要性について、①家庭生活でのポジティブな体験がないまま大人になることは、家族や家庭へのネガティブなイメージを払拭できず、虐待の連鎖を生じさせる因子になりうること、②家庭は地域社会のなかにあり、インフォーマルな家族同士の支え合いを経験でき、「将来の近所付き合い」のモデルとして機能することの2点を挙げている(藤林 2016:55)。

被虐待経験のある要保護児童たちは、「大切にされる経験」や「安心感」を喪失しているため、「大切にされる経験」を通して、「丸ごと受けとめられている」、「愛されている」、「望まれた子である」ということを実感できる環境を提供し、喪失した自己肯定感や自尊感情の回復・増進に努めていくことが重要になる(松本 2006:109)。社会的養護全体に共通する重要な課題は、「子どもたちの自己実現を支援する

こと」であり、そこに至るまでの「欠乏欲求」を充足していくことは、社会的養護の重要な責務である (鈴木 2015:7)。

子どもの成長のためには、「一貫した心理的つながりを持てることが重要であるという理念」に基づき、「子どもが家族とのつながり、家族に属しているという安心感」を持てるための支援が必要とされている(松本2006:103)。加えて、原則として18歳で措置解除に至る要保護児童にとっては、永続的なつながりを保障することが必要不可欠となっている。

子ども家庭福祉領域においては、「パーマネンシー保障」及び、「パーマネンシーの感覚を得ること」を重視する観点から、「特定の大人との愛着関係」の必要性が主張され、実家庭での子育てが最優先されている(中村 2014:77-78)。本来、社会福祉の制度ではない特別養子縁組制度が家庭養護の文脈において重視される所以は、上記の2点を同時に達成しやすい環境を提供できるとものとして評価されているからであるといえる。

以上のように、子ども家庭福祉領域において家庭での子育でが重視される背景には、子どもの権利条約に示された理念を実現し、「子どもの最善の利益」を保障していくねらいがある。また、要保護児童においては、被虐待経験からの回復という重要な役割が要請される事案が多いため、家庭という小規模で関係性の安定した大人が存在する「子育て・子育ちの基地」(舩橋 1999:39)の確保に重点が置かれているといえる。

#### 2. 家族社会学研究における家庭養護観

―近代家族論からの視点―

#### 1)ケアの社会化と社会的養護

子どもの権利条約に示された理念に基づく家庭養 護志向を図る子ども家庭福祉領域と一線を画す主張 が家族社会学領域の研究者を中心に展開されている。

家庭養護志向に関わる家族社会学の主張は、近代 家族のありようとそのゆくえに関心をもつ今日の家 族社会学(松木2017:17)において、家族主義の視 点から家族に子育て責任が集約されることを問題化 してきた「子育ての社会化」に関する議論が敷衍さ れている。

「子育ての社会化」論は、これまで、「家族の子育

てへの<支援>の位相」へ偏重した結果、本来は子育ての社会化の対象に含まれるべき要保護児童の存在を、暗黙裡のうちに排除してしまっていた(藤間2017a:30-31)。こうした反省から、近年の家族社会学における社会的養護への関心が高まり、社会的養護を子育ての社会化論に包摂していく意義が見出されている(藤間2017a:松木2016)。

こうした潮流のなかで、近代家族論から子育ての 社会化論に至るまでの知見を社会的養護に導入し、 家庭養護志向を相対化する議論が展開されている。

#### 2) 近代家族と近代家族論

日本における近代家族論は、落合恵美子によって緒に就き、その後、文化人類学や歴史社会学、フェミニズムなどの知見を応用しながら、1980年代後半以降の家族社会学における主要な理論として位置づいていった(牟田 1998:115-117、宮坂 2010:76-81、山田 2013:649-652)。ここでは、フィリップ・アリエスら欧米の心性史研究の知見を導入しながら、当時の日本社会および家族社会学において「支配的」であった家族観・家族理論(核家族論)の脱構築、すなわち、「近代家族の相対化」が試みられた(落合2000:12、牟田 1998:114-117、松木 2017:25-26、山田 2013:652)。

近代家族論による「近代家族の相対化」は、「夫婦の性別役割分業を基盤とするわれわれに馴染みの家族」を、近代化とともに出現した「歴史に限定された一つの過渡的」な形態にすぎない家族のすがたとして描きだした(牟田1998:115)。具体的には、「夫婦と親子が形成する情愛に満ちた小集団というような家族のありかた」を、「家族の普遍的あるいは本質的な特性ではな」く、近代家族の特性として構築する作業であった(松木2017:25-26)。換言すれば、近代家族を普遍的な家族像として信じる一般社会に

根付いた家族意識を相対化し、それを歴史的実在性 の浅い一家族形態にすぎないものとして再定位する ことが「近代家族の相対化」という作業の重要な役 割であったといえる。

山田昌弘 (1994:77) は、「近代家族の基本的性格」を3点にまとめ (表1)、近代家族を「再生産と感情マネージの両方を同時に行う装置」として定義している。

公的領域と私的領域の境界が明確化され、私的領域としての性格を帯びた近代家族は、家族内に「外の公的領域とは、別の原則(規範)」を働かせ、孤立していくことになる(山田 1994:45-46)。これは、「家族成員に自由をもたらす一方」で、「家族の中での暴力や権力関係の存在を見えにくくするという問題」を生起することになった(千田 2011:14)。

近代家族論は、近代家族の普遍性を脱構築するだけではなく、それが、「自己実現や自由の桎梏(とくに女性の)となっているという現実、家族に存在しているさまざまな不公平を覆い隠す」ことを暴きだした(山田 2013:653)。こうして、近代家族は、「個人の自己実現や親密関係の実現の障害」として捉えられていくことになり、家族問題のとらえ方に対するパラダイムシフトをもたらした(山田 2013:653-654)。

こうした近代家族論の知見は、「必然的に近代家族からの解放を内包」しており(山田 2013:654)、論理的に3つの内容を含意している(表1)。

第1は、「自分が好きな家族形態を実現する」ために、「近代家族の固定的なあり方」が批判され、家族の多様化が求められるようになっていること(a)、第2は、家族メンバーの「選択不可能、解消困難性」は、個人の「自由、平等、友愛という近代的価値」の実現を阻害すること(b)、第3は、人間社会において、弱者のケア、「社会的承認の源泉としての親密

表 1 山田昌弘による近代家族の整理

#### 近代家族の基本的性格

#### 近代家族論による知見が含意する内容

- ①外の世界から隔離された私的領域
- ②家族成員の再生産・生活保障の責任(労働力再生産 のための自助原則)
- ③家族成員の感情(感情体験の場として家族を確保するための愛情原則)
- 多様な家族形態を認(家族の多様化論)
- b 家族形成や解消の自由を認めよ(本質的自由化)
- : 「扶養やケアの責任を持ち合う」、「愛情の場」を家 族にゆだねることへの批判

(山田 1994:77)

(山田 2013:654)

関係」は必要不可欠なことであるが、この両者の役割が家族内に囲い込まれ、両者を連動させていることに批判的見解が示されることである(c)。

山田によれば、「生活責任、つまり扶養やケアの責任を持ち合う、愛情の場」や家族メンバーの「選択不可能、解消困難性」という近代家族の枠組みは「自己実現や自由の桎梏であり不公平性」を克服するには望ましくない。愛情で結ばれた「自分が好きな家族形態を実現する」ためにはむしろ、夫婦関係や親子関係を「解消したり、選び直す自由が認められる」必要がある(山田 2013:653-654)。

#### 3) 近代家族論の意義と家庭養護

近代家族論によって、子ども虐待、家庭内暴力、 育児不安などといった家族に関わる問題は、近代家 族という構造的特徴に起因するものであるというパ ラドックスを顕在化させた。そして、「家族的な環境 の中で育成される」という子どもの権利の保障は、 必ずしも「嫡出家族を前提としたものではないとい うこと」になり、「家族的環境を誰が与えるか」を新 たな問題として問い直す視座を持つことになった(丸 山 2004:4)。

こうした知見をもとに、家族社会学者たちが社会 的養護および家庭養護志向を検討したとき、主とし て「家族主義」「実子主義」という2つの近代家族規 範と「愛着関係」という点で問題視されている。

近代家族論においては、「家族主義」や「実子主義 (血縁主義を含む)」は、家族が当然にケアを担うも のであるという近代家族規範へと嚮導するため、家 庭養護志向は、「近代家族の擬制」と捉えられ、「子 育ての社会化」を阻害する要因として懸念されてい る。

#### 4) 家族主義・実子主義

#### ①藤間公太の指摘

藤間は、家庭養護が内包する「家族主義」の側面に着目し、家庭養護の拡充における課題を指摘している。藤間は、家族主義を「家族を理想のケア環境とみなし、ケアに対する家族の責任を強調すること」 (藤間 2017b:38)と定義したうえで、ファミリーホームおよびグループホームに注目して、社会的養護の想定する「家庭」を、「(1)家庭、あるいは家屋の なかで、(2) 6人未満の子どもを、(3) 2名前後の職員がケアする、というありかた」と解釈し、社会的養護の家庭養護志向は、「社会的養護環境」を近代家族モデルに近づけるものであると捉え(藤間 2017b:38)、家庭養護志向に対する3点の疑問を提示している。

第1点は、「日本において『里親がいない』わけではない」にもかかわらず、里親委託が進まない背景として、「親であるならば子どものケアをすべて独力で担えるはず」という「日本の家族主義的価値観」の影響を指摘し、委託後の「里親への公的支援が十分になされない現状」が「里親に過剰な負担がかかることで生じる何らかの困難」につながることで、不調のリスクを恐れる行政の里親委託への消極的な姿勢につながっている」(藤間 2017b: 49)。

第2点は、日本の社会的養護は家庭養護だけではなく、社会的養護それ自体が不足しているという指摘である。ここでは、上村(2015:60)の議論を援用しながら、「日本の問題は施設と里親を含む社会的養護全体が貧困なこと」、「仮に施設養護が劣悪だとしても、それは『最も困難な子どもに対象を限定している』ためにその状況が帰結されている」とする。そして、こうした背景には、「家庭で実親と暮らすことが望ましい」とする社会通念の支配性があり、「実親と引き離さないことが優先される結果、他国であれば保護に値するとみなされるようなニーズを抱えた子どもが、保護されないままになっている」と指摘している。これは、家庭養護における家族主義の存在が、社会的養護の量的不足を看過する可能性を問題視しているといえる(藤間2017b:49-50)。

第3点は、「『家庭的なケア』が良きものであると自明視することはできない」という指摘である。ここではまず、「子育ての社会化」を含む「ケアの社会化」という潮流は、家庭における「二人性」の子育てに対する批判として出現してきたことが主張されている(藤間 2017b: 49)。次に、施設養護の小規模化が職員のストレスや養育環境のばらつきに影響している点を踏まえ、家庭をモデルとした改革は、「近代における家族の小規模化と子育て機能の不安定化」という議論に通じ、「養育環境の安定性を脅かす側面をもつ」と指摘している(藤間 2017b: 50)。

以上の3点を論拠にして、「家庭をモデルにケア環

境を語ることには、ケアラーが抱える負担を見えづらくすること、社会的養護改革を『周回遅れ』にすることで、生まれてくる子どもの格差是正を阻害すること、多様なケアのあり方を検討する視野を制限する | (藤間 2017b:50) ことを主張している。

#### ②松木洋人の指摘

松木(2016)も、社会的養護の家庭養護志向を、 「近代家族の擬制」として捉えている。

実子主義とは、「『生物学的親』であることを『社会学的親』であることよりも特別で優先的なものとする規範』であり、「しばしば『生物学的親』であることと『社会学的親』であることを一致させようという指向として表れる」(松木 2016:18)。

松木は、子どものケアが提供される場面を 4 つの 象限 (図 1) に区分し、各象限間での移動を可能と する多元的な子育でが「子育での社会化」において 重要であるとしている。これを踏まえたうえで、家 庭養護志向を、「あくまで実親によるケアが不可能な 子どもを対象とした代替的手段であるという意味で、 第 3 象限 (非実子主義的で非家族主義的なケア提供) は第 1 象限 (実子主義的で家族主義的) より劣位に 位置付けられているというだけではなく、非実子主 義的で非家族主義的なケア提供を家族に近づけよう とする持続的な指向」と指摘する(松木 2016:28)。 つまり、家庭養護志向は、「家族主義的・実子主義 的」な子育でを最良のものと位置づけることで、残 りの 3 象限に位置する子育での「オプション」を「相 対的に下位におく」といった養育環境の序列化を形

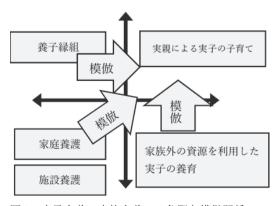


図1 実子主義×家族主義の4象限と模倣関係 松木(2016:22)を参考に、筆者作成。

成し、「第1象限以外の3つの象限での子育でを「『模倣』におとしめる」ものである(松木2016:32)。これは、すなわち、「近代家族」の擬制を意味するものであり、したがって、家庭養護志向は、「近代家族」を擬制することの問題性を内包している(松木2016:31-32)。

ここで問題化される、「近代家族の擬制」は、家庭での子育てを絶対視する規範を再生産し、施設での子育てを残余的な存在に位置づけることで、施設で育つ子どもにスティグマが与えられるリスクがある。そのうえ、「家庭」における子育ての脆弱性を隠蔽してしまうことにもなる(藤間 2017a:50-51; 藤間2017b:49-50)。

#### 5) 愛着関係

#### ①野辺陽子の指摘

野辺 (2016:185-187) は、社会的養護が「施設の 環境をどのように家族・家庭に近づけていくかとい う視点で議論を展開」することに疑問を呈している。 ここでは、「個別性や一貫性の保障という小規模のケ アのメリットが家庭的な形態に結び付けられ、家庭 的な環境ならばケアの質が担保されることが自明の 前提となっている | ことが問題視されている (野辺 2016:185)。また、里親養育では、家族のなかで子 どもが育つことがその最大のメリットと考え、「特定 の大人との愛着関係 | が利点として強調されている としたうえで、「『特定の大人との愛着関係』を築く ことができるのは、家族に限らない」こと、家族形 態をとれば、必ずしも愛着関係が形成されるわけで はないことを「経験的に検証」する必要性を主張し ている (野辺 2016:186)。ここでの重要な視点とし て、「小規模な施設や実際の家族以外の環境であって も、愛着関係の形成は不可能ではな」く、「個別性や 一貫性を確保しながらも、集団の積極的意義を再評 価する視点」が提示されている(野辺2016:187)。

#### ②和泉広恵の指摘

和泉は、『里親委託ガイドライン』の文言をとりあ げながら、藤間同様に、家庭養護における家庭を近 代家族の家庭と捉えたうえで、家庭養護の理念を、 家族主義志向を持つものと解釈しながら批判的見解 を提示している。 和泉(2016:127)は、「子どもの養育の困難さ」は、虐待等の生育環境の影響とみる「愛着」に関わる問題として理解されるようになっているとしたうえで、「愛着関係の構築を強調する際に前提とされているのが、『普通の家庭』という環境」であることに着目するかたちで批判的検討を行っている。

『里親委託ガイドライン』では、「特定の大人との 愛着関係」の構築は、家族以外でも可能であること、 「家族」という形態をとっていれば、必ずしも愛着関 係が形成されるとは限らないこと、の2点が考慮さ れていないとする(和泉2016:127)。さらに、「家 族|が子どもにとって「自然な環境|とされている ことから、「子どもにとって『家庭』という環境は必 要不可欠であり、『家族関係』のなかで育つことは自 明視されて」おり、「里親家族という『家族』のなか で子どもが育つ」ことが「里親養育の最大のメリッ ト」と考えられていると指摘する(和泉2016:128)。 さらに、里親養育における「『特定の大人との愛着関 係』の確保 | に注目することが重要であるのは、「そ れは、里親が養育のプロではなく、あくまでも『親』 の代替者であり、子どもは『家族』の一員として育 つことが保障されるべきだという理念に基づいてい る」からであるという。なぜならば、「里親は、さま ざまな資格をもつ『養育のプロ』である職員がいる 施設よりも優れた養育をおこなうことができる。そ れは、『養育のプロ』ではなく、『家庭』のなかの 『親』だからである」。「『養育のプロ』ではなく、『普 通のお父さん、お母さん』であり、里親家庭は『普 通の家庭 であることが強調されることは、里親 支援の必要性を主張することに大きく貢献してきた (和泉 2016:130)。

その一方で、「里親家庭=「普通の家庭」=「被支援者」という構図の定着は、3点の新たな問題を生むことになったという(表 2)。

#### 表 2 和泉による里親家庭=「普通の家庭」=「被支援者」 とする構図への指摘

- ①里親が被支援者になることによって支援者との間に 依存関係が生じるという問題
- ②里親の利益と子どもの利益が混同されているという 問題
- ③里親養育の個別性や養育の質についての課題が顕在 化しにくいという問題

①については、里親委託が増加する一方で、措置変更数に減少傾向がみられないことや里親支援が拡充しているにもかかわらず、里親の満足感が高まっていないことなどを根拠として、依存関係の再検討を促している(和泉 2016:131-134)。

②については、里親が「被支援者」となることを 正当化するための「里親の利益が子どもの利益にな るという前提」への懸念を示している。そこでは、 障害者運動の歴史をとりあげ、家族と当事者の離れ がたい関係性が構築されることで、子どものニーズ をとりこぼしてしまうことにつながるとしている。 つまり、「当事者」の「自立」を求める声を封じてし まうという問題性があることへの言及がなされてい る(和泉 2016:134-135)。

③については、近代家族論の知見を踏まえ、「家庭」をマジックワードとして用いることで「家庭」の利点だけが強調されてしまい、家庭養育の課題が隠蔽され、本来は家族構造から生じているはずの養育課題を支援不足の結果として解釈してしまうことへの懸念を示している(和泉 2016:135)。

以上の3点から、愛着関係の構築にあたって、「普通の家庭」を強調することの「リスク」を提示し、「『家族』を無条件に肯定する家族主義から脱し、里親養育の課題とその克服について再検討する」必要性を里親制度の課題として提起している(和泉2016:136)。

# 3. 家族社会学の議論を踏まえた家庭養護志向の今後

#### 1) 家族社会学の議論をめぐる考察

今日の日本における家庭養護志向に対して、家族 社会学の領域からは、「家族主義」や「実子主義」を もとに、家庭養護志向を「近代家族」に親和性のあ る子育て環境を追求する「近代家族の擬制」として 問題視する議論が展開されていた。

家庭養護志向をめぐる議論の懸隔は、家庭養護志 向は、近代家族に親和的な側面があるとしても、そ れを理想化する近代家族志向に端を発するものでは ないという点で折衝を図ることができる。

家庭養護志向は、子どもの権利条約の理念に基づく社会的養護の構築を要求されてきた国際動向を踏まえながら、国家的方針として打ち出されたものであり、容易に反故にすることはできない。

しかしながら、家族社会学の指摘は、今日の家庭 養護志向に内在する構造的課題、規範的課題が顕在 化し、近代家族的特徴が優位になった場合に、パー マネンシー保障や子育ての安定化という家庭養護の 特長が後景化する危険性を明示している。すなわち、 現状の家庭養護のままでは、最適な子育て環境とし ての絶対性を求めることはできない。

家庭養護志向に内在する近代家族との親和性をもって近代家族志向と論判するには、議論の余地があるものの、子どもの権利を最大限に保障するための家庭養護を構築するうえでは、近代家族との親和性を指摘する家族社会学の議論を閑却することはできない。

#### 2)「家庭」での子育てをめぐる議論

子ども家庭福祉領域における家庭は、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもにとって生活が安定する基盤としてとらえられる。これに対し、家族社会学における家庭は、必ずしも子どもの生活を安定させる基盤になるとは考えられていない。

家族社会学における近代家族論は、性別役割分業が行われ、少数の養育者による愛情規範に基づく「近代家族」で営まれる子育てが孕む暴力性を問題視してきた。

近代家族の家庭は、「閉鎖的な空間」であり「孤立」しやすく、(近代)家族が単独でケアを担うには脆弱な構造である。それにもかかわらず、様々な生活責任を一手に担うため、こども虐待やDVといった諸問題を誘発する。情緒的絆が強く排他性のある近代家族では、こうした暴力性が外部から見えづらくなったり、しつけに置き換えられ隠蔽されたりする。

家庭養護志向を近代家族論とのアナロジーで捉えると、メンバー間の暴力性を隠蔽する構造的課題のある家庭という閉鎖的空間に虐待経験のある要保護児童を措置することは、矛盾撞着に陥った行為と捉えられる。しかしながら、家庭での子育ての脆弱性への認識や、地域に対して「開放的」であること、諸機関と協力する子育てのあり方を考慮する必要性への言及がなされている点、家庭養護志向の目的が子どもの権利条約に明示された理念の具体化であることを勘案すれば、構造的にも理念的にも近代家族

的な家庭とそこで営まれる子育てと完全に一致する ものではない。今後の家族社会学研究においては、 こうした近代家族との構造的距離感を評価しつつ、 家庭養護志向の課題を提示していくことで、対立的 議論から協力的な議論へと転換を図ることが期待さ れる。

近年では、標準的な家庭を設定することから距離をおき、「家庭に求められる養育機能、居場所機能、生活支援機能の補足外部化や分散化を考慮し、そうした機能を担うサービスを創造することが重要である」(林 2017:30)といった、家庭を生活体験やパーマネンシー等を保障する機能の一つとして捉える家族社会学に親和性のある議論も登場している。

双方の領域では、「標準家族」を設定することの問題性や脱近代家族の子育ての探求を共通課題として、要保護児童に安定した生活環境やパーマネンシーを保障するための家庭のあり方を追求していくことが求められる。

# 3)特定の大人との愛着関係とパーマネンシー保障をめぐる論点

子ども家庭福祉領域において、要保護児童への愛 着関係の保障が強調される所以は、信頼できる大人 や「心理的親」を確保することが自尊感情や自己肯 定感の育成につながると考えられているからである。

子ども家庭福祉領域においては、要保護児童のパーマネンシーを保障していくことも重要な課題となっている。施設養護よりも家庭養護を、普通養子縁組よりも特別養子縁組を優位に位置づけているのは、いずれも前者の方が、よりパーマネンシーを保障しやすいと考えられているからである。原則18歳で自立を要請される要保護児童にとっては、施設養護のアフターケアの不十分さをみれば、早急に安全基地を確保する必要がある。

要保護児童は措置以前にも様々な困難を経験しており、心理的なダメージを負っている場合が多い。こうした特質からもパーマネンシー保障における家庭の役割は極めて重要であり、家庭養護を通して、信頼できる大人を確保していくことは要保護児童の心身の健康において欠かすことのできない視点といえる。また、社会的養護における「『家族』『家庭』とは、血縁により成立しているということや、両親

がそろっているということを必ずしも指す」ものではなく、「子どもの養育に必要なこと」が機能しているかどうかが重要なのである」(松本 2006:109-110)。

家族社会学においては、社会的養護の文脈における愛着関係や家族、家庭を、近代家族論における実子主義を正当化するためのものとは異なる点を意識した議論を展開していくことが対立する議論の克服において重要になる。

子ども家庭福祉領域においては、一定の養育者との関係の重要性が強調されすぎてしまい、その他の者とのアタッチメント形成の重要性が尊重されてこなかった点を反省点として(林 2015:9-11)、親の二人性の是非を含め、複数の養育者が要保護児童の養育に関わる必要性について検討することが必要になってくる。そのためにも、特定の大人との愛着関係にあたって、多様な養育の担い手の存在を確保していく視点を強化することが今後の課題であり、様々なアクターが子育てに関わることの重要性を説く家族社会学の知見との接近を図ることが期待される。

# 4. 家族社会学の知見からみる家庭養護推進の課題

#### 1) 実践者の抱える課題

家族社会学の知見は家庭養護に存在する家族主義・実子主義規範を検討するうえで有益な視座を与えている。それは、すなわち、社会通念に起因する社会的養護理念と実践との乖離という課題と対峙し、社会的養護理念に基づいた里親家庭を実現していくための対策を講じる必要性を明示している。

本稿で論じてきたように、家庭養護志向は、決して近代家族志向と一致しないが、近代家族に親和的な側面を有していることは事実である。特に、家庭養護の実践者である里親のあいだに、強い近代家族規範が存在している事例が報告されており、里親家庭が「開かれた家庭」でなければならないことへの意識が及ばない可能性や、むしろ反対する考え方があることが指摘されている(横堀2016:42-43)。

日本では「家族内での育児や養育は、私事的なことであり、外部からも見通せず、また外部からある種の介入することもできない」ものであって、「育児は家族がすることであり、そのことについては他者がどうこう言いう問題ではないし、言ってはならな

い問題」(阿部 2017:348)とする近代家族に通底する社会通念が存在している。

里親等家庭は家族の子育て、家庭での子育てという形態をとるため、家族主義や実子主義といった社会通念の影響を受けやすくなっている。そのうえ、子育て支援は家族支援の様相を呈しており、家族以外の者が子育てに関わるという支援の可能性が排除されてきたため(阿部2017:348-350)、社会的養護において求められる家庭像に違和感を持つ実践者が存在する現状は不思議ではない。しかし、こうした現実は、社会的養護の理念から逸脱するものであり、公的な場としての社会的養護の性質を喪失した近代家族型の私的な子育てへと収斂されていく危険性を排除できない。

里親等家庭への措置は、要保護児童を、虐待を誘発する構造的課題を有した子育て空間へと送り出す 営みと表裏一体であることに常に留意しておくこと が重要になる。

#### 2) 実子主義と社会的養護

「血縁関係」に絆される社会的養護のすがたは、社 会的養護の理念と実践との乖離という課題に対峙す ることの重要性と同時にその難しさを暗示している。

例えば、友人関係や学習面の不調を里親との血縁関係の有無に求める要保護児童が一定数存在することが指摘されている(柴田 2017:35)。これは、血縁主義が良好な家族関係を維持するうえでの規範としてだけではなく、要保護児童にスティグマを刻印する規範としても機能することを意味している。また、実践者である里親のあいだには、里親であると同時に「養親」でもありたいという葛藤があり、「里親たちが子どもの里子としての側面を理解すると同時に、実子と同じとみなしたい、みなすべきであるという思いとが存在する場面が、それぞれにある」という(安藤 2017:127)。

特別養子縁組を斡旋しているある NPO 法人においても、実親子関係の擬制という実子主義の側面があることが指摘される(松木 2016:26)。ここでは、血縁なき「血縁関係」を模索する一方で、「産みの親も育ての親」も「実親」と意識化することや(樂木 2006:252)、告知の根拠として、産みの親と子を「血縁以上の縁」を持った関係として、育ての親より優

位に置くという(樂木 2006:255)。

これらの事例は、血縁関係が家族間の安定的な関係を保障するものではないにもかかわらず、子育てをめぐって実親子関係か否かというコンテクストが、 里親の子育てに影響する現状を浮き彫りにしている。 こうした実情は、血縁関係をこえた親子関係を模索 したとしても、血縁主義を内包する実子主義の呪縛 から解放されることの難しさを教示している。

社会的養護は、「子どもたちの最善の利益」のためのものであって、里親のためのものではないという制度の本質を忘れてはならない。「養育にあたって養育者自身のニーズによる判断、『気持ち』が先行し、子どもの実像から子ども理解が離れていく」(横堀2016:43)ことを防ぐためにも、今後は、社会通念がもたらす社会的養護の理念と実践との隔絶をめぐる課題への対処の一環として、里親の意識改革が重要な課題となっている。

#### 5. 結語

子ども家庭福祉領域と家族社会学領域の家庭養護 志向をめぐる議論は、アプローチや重視する観点の 相違から角逐の様相を呈してしまっている。こうし た、「施設養護対家庭養護」という非生産的な議論的 対立から脱却できない一因としては、双方の領域に 散見される、家庭養護と施設養護を対比して一方の 形態を批判する議論のあり方を指摘できる。今後は、 こうした社会的養護における家庭養護と施設養護の 優劣をめぐる対立的議論に終止符を打つための議論 の方向性を探ることが必要であろう。

家族社会学の議論は、「社会全体で子どもを育てる」という社会的養護の理念を達成するうえで、実 子主義、家族主義と向き合うことの重要性を再認識 させている。

家庭養護の拡充にあたっては、「健康であるべき家族が病んでいる、あるいは本来の家族機能が果たされていないと捉える」のではなく、「普通の家族が構造的に困難を孕んでいると捉え、それに対して社会的支援システムをいかに構築するか」(舩橋 1999: 26)という視点が必要になる。家庭が子どもの養育において重要であること、最も適した場であるとしても、その責任を生育家族が一手に請け負うことは一致しない。

「実親・実子」という定式化された子育での構図に 惑わされないためには、社会に子育でのあり方をめ ぐる様々な選択肢を用意することが必要である。「生 育家族だけを特権的な育児基地と見るのではなく、 安定的<帰属小集団>の一つと捉え」(舩橋 1999: 31)、「里親」「特別養子縁組」「児童養護施設」「生育 家族(実親・実家庭)」といった社会的養護に関わる アクターを並列化し、生育家族に負担が集中しない 養育環境を整備することが重要になる。

家族形態の多様化や日本型雇用の崩壊といった今日の時勢を鑑みれば、生育家族のもとで育つことが安定したパーマネンシーを保障する時代ではなくなっている。生育家族のみにパーマネンシー保障を求めることのない社会システムの構築は、社会的養護だけではなく、多くの子ども・若者に共通する重要な課題として浮上している。

社会的養護における実践は、要保護児童の権利の 保障としてだけではなく、新たな子育てや家族のあ り方を創造するうえでも多大な可能性を秘めており、 要保護児童に限定されないすべての「子どもの最善 の利益」を保障するうえでも重要な役割を担ってい る。

これまでの子ども家庭福祉領域における社会的養護研究は、社会的養護のもとで育つ子ども・若者と 実家庭で育つ子ども・若者との連続性を図る研究は 決して多いとは言えない。

今後は、家族社会学をはじめとする他領域の知見 との接近性を図りながら、社会的養護を社会との関 連のなかで位置づけていく視点を強化する必要があ る。

家庭養護を社会的養護の核に据えるためには、家庭養護の構造的課題、規範的課題を無みすることなく、子どもの安定した生活環境やパーマネンシー保障の実現にむけた社会的養護のしくみを構築していくことが期待される。

#### 注

注1 子どもの権利条約第20条

注 2 国連子どもの代替的養育に関するガイドライン 11 -23 および 123

注3 子どもの権利委員会勧告(2010年)50-55

#### 参考文献

- 阿部孝志 (2017), 『社会的養護とひとり親への支援』, 千 葉敬愛短期大学紀要 (39), 347-357
- 安藤藍 (2017),『里親であることの葛藤と対処』, ミネルヴァ書房
- 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (2016),『新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門 委員会報告書』、厚生労働省社会保障審議会
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017),『新 しい社会的養育ビジョン』,厚生労働省社会保障審議会
- 藤林武史 (2016),「虐待被害からの回復を促す社会的養育環境とは(特集子ども虐待とケア)」,『児童青年精神医学とその近接領域57(5)』,758-768
- 舩橋恵子 (1999), 「⟨子育ち⟩ の社会的支援と家族」,『家族社会学研究』No.11, 25-35
- 林浩康 (2015), 「これからの社会的養護と里親養育のあり方」, 『里親と子ども vol.10』, 6-13
- 林浩康(2017),「『新しい社会的養育ビジョン』と家庭養育原則の実現〜里親・養子縁組の推進を中心に」,『ガバナンス(198)』, 29-31
- 伊藤龍仁 (2015),「家庭養護に関する政府定義の再考ー 里親制度の歴史を踏まえて」,『東邦学誌 (44)』, 49-68
- 和泉広恵(2016),「『家族』のリスクと里親養育―「普通の家庭」というフィクション」,野辺陽子ほか著『〈ハイブリッドな親子〉の社会学』,青弓社,106-141
- 厚生労働省(2012)、『里親・ファミリーホーム養育指針』、 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知
- 丸山茂 (2004),「文化の革新としての次世代再生産」,『国立女性教育会館研究紀要 vol.8』, 3-12
- 松本なるみ (2006),「社会的養護における子どもの最善 の利益とは一子どもの養育に必要な要因の検討を手が

かりに一」、『鳴門教育大学研究紀要第21巻』、102-111

- 松木洋人(2016),「『育児の社会化』を再構想する一実 子主義と『ハイブリッドな親子関係』」, 野辺陽子ほか 著『〈ハイブリッドな親子〉の社会学』, 青弓社, 15-41
- 松木洋人(2017),「家族社会学における構築主義的アプローチの展望:定義問題からの離脱と研究関心の共有」, 『社会学評論68(1)』, 25-37
- 宮坂靖子 (2010),「日本における近代家族論の受容とその展開」,『奈良大学紀要第39号』, 75-89
- 望月彰(2017),『改訂子どもの社会的養護[第3版]-出 会いと希望のかけはし-』, ミネルヴァ書房
- 牟田和恵 (1998),「家族制度・変動論の家族社会学にお ける意味と意義」,『家族社会学研究 (10)』, 111-138
- 中村直樹 (2014),「社会的養護とパーマネンシーの保障: 施設養護, 里親, そして家族復帰」,『北海道教育大学

- 紀要 65 (1)』. 75-87
- 野辺陽子 (2016),「〈ハイブリッド〉性からみる『ハイブ リッドな親子』のゆくえ一融合・反転・競合』,野辺 陽子ほか著『〈ハイブリッドな親子〉の社会学』,青弓 社. 174-198
- 落合恵美子 (2000)、『近代家族の曲がり角』、角川叢書 樂木章子 (2006)、「家族―血縁なき『血縁関係』」、杉万 俊夫編著、『コミュニティのグループ・ダイナミック ス、学術選書第5巻心の宇宙②』、京都大学学術出版 会、239-270
- 千田有紀 (2011),『日本型近代家族 どこから来てどこ へ行くか』, 勁草書房
- 柴田千香 (2017),「家庭養護としての家族のかたち:里 親家庭への支援を考える」,『子育て支援と心理臨床 13』、33-38
- 鈴木崇之 (2015),『児童虐待時代の社会的養護』,学文社 藤間公太 (2017a),『代替的養育の社会学』,晃洋書房
- 藤間公太 (2017b),「社会的養護にみる家族主義」,『三 田社会学 .No.22 (2017. 7)』, 38-54
- 上村泰裕 (2015),「国際比較から見た日本の子どもの貧 困と社会的養護」,『世界の児童と母性第79号』, 56-60 山田昌弘 (1994), 『近代家族のゆくえ』, 新曜社
- 山田昌弘 (2013), 「日本家族のこれから」, 『社会学評論 64 (4)』, 649-662
- 山縣文治 (2013),「社会的養護改革と家庭養護への期待」,深谷昌志他編,『社会的養護における里親問題への実証的研究:養育里親全国アンケート調査をもとに』,福村出版,53-63
- 山縣文治 (2016),『子ども家庭福祉論』,ミネルヴァ書房 横堀昌子 (2016),「非血縁の『家族』の養育とその支援 をめぐって」,『総合文化研究所年報 24』, 27-49

# Examination of the view of family-based care in the promotion of alternative care policies: based on criticism from family sociology

#### Takuya Takeishi, Fumiharu Yamagata

#### Abstract

This study presents arguments on the direction of the expansion of family-based care in Japan, upon summarizing the differences in claims between the child welfare and family sociology fields on children in alternative care placement.

In recent years, alternative care in Japan has undergone drastic reforms due to the influence of international trends.

In particular, Japan has decided to expand family-based care as a national policy, including its expansion in the promotion of placements with foster parents and the downsizing of care facilities, based on the Convention on the Rights of the Child.

Conversely, several family sociologists point out the structural and normative issues that exist in the trend toward family-based care.

They present some concerns for expanding family-based care based on the knowledge of ""modern family theory,"" a major paradigm in family sociology since the 1980s. The most important issue is the "familyism/ parent-and-child principle" as part of the knowledge of "modern family theory.""

According to the family sociologists, the relativization of the trend toward family-based care brings to light the fact that the absolute approach to family-based care may mask the risks and troubles of home care.

To position family-based care not only as a system to ensure the best interests of children, but also at the core of alternative care, it is necessary to end the confrontational debate on ""family-based care versus residential care" and address the various challenges of family-based care.

Key words: family-based care, modern family theory, attachment relationship with a specific adult, permanency